

第五十回国会 衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第一号

本国会召集日(昭和四十年十月五日)(火曜日)(午  
前零時現在)における本委員は、次の通りであ  
る。

- 委員長 坪川 信三君
理事 伊能繁次郎君 理事 佐々木秀世君
理事 久野 忠治君 理事 草野一郎平君
理事 金丸 信君 理事 柳田 秀一君
理事 中嶋 英夫君 理事 安宅 常彦君
理事 鈴木 一君
理事 宇野 宗佑君 小淵 恵三君
理事 海部 俊樹君 鯨岡 兵輔君
理事 田中 六助君 田村 良平君
理事 竹内 黎一君 塚田 徹君
理事 西岡 武夫君 服部 安司君
理事 西ヶ久保重光君 角屋堅次郎君
理事 島口重次郎君 西村 関一君
理事 藤田 高敏君

昭和四十年十月五日(火曜日)  
午後六時三十二分開議

出席委員

- 委員長 坪川 信三君
理事 伊能繁次郎君 理事 佐々木秀世君
理事 久野 忠治君 理事 草野一郎平君
理事 金丸 信君 理事 柳田 秀一君
理事 中嶋 英夫君 理事 安宅 常彦君
理事 宇野 宗佑君 小淵 恵三君
理事 海部 俊樹君 鯨岡 兵輔君
理事 佐藤 孝行君 田中 六助君
理事 田村 良平君 塚田 徹君
理事 西岡 武夫君 服部 安司君
理事 西ヶ久保重光君 石野 久男君
理事 角屋堅次郎君 西村 関一君
理事 藤田 高敏君 佐々木良作君

第一類第十五号

議院運営委員会議事録第一号

昭和四十年十月五日

- 議長 船田 中君
副議長 田中伊三次君
議員 林 百郎君
事務総長 久保田義磨君

十月五日

委員竹内黎一君、島口重次郎君及び鈴木一君委  
員兼任につき、その補欠として佐藤孝行君、石  
野久男君及び佐々木良作君が議長の指名で委員  
に兼任された。

同日

委員佐藤孝行君、石野久男君及び佐々木良作君  
委員兼任につき、その補欠として竹内黎一君、  
島口重次郎君及び鈴木一君が議長の指名で委員  
に兼任された。

本日の会議に付した案件

議員控室の件  
議席の件  
会期の件

○坪川委員長 これより会議を開きます。

第五十回臨時国会は、本日召集されました。

今臨時国会の諸準備につきましては、先般来の  
委員会等におきまして種々御協議を願ったわけで  
ありますが、お手元に配付いたしてあります協議  
事項につきまして順次御協議を願うことといたし  
ます。

まず、議員控室の件についてであります。議  
員控室は従前どおりとするに御異議ありません  
か。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さより決定いたしました。

○坪川委員長 次に、議席の件についてでありま  
すが、議席は従前どおりとするに御異議ありませ  
んか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さより決定いたしました。

○坪川委員長 次に、会期の件についてでありま  
すが、今臨時国会の会期につきましては、先般来  
の議院運営委員会等におきまして種々御協  
議を願ったわけでありましたが、当委員会といたし  
ましては、会期を何日間といたしますか、十分御  
協議を願いたいと存じます。

○伊能委員 ただいま委員長のお話のありました  
とおり、すでに議院運営委員会並びに理事会等  
で、この問題についてはいろいろ議論をされたの  
でありましたが、いまだに結論を見ないことはま  
とに残念な次第でございます。私どもとしては、  
社会党さんをはじめ民社党さん側から提案されて  
おります公務員給与、災害、物価対策等に加え  
まして、わが党としては、日韓に關する基本条約  
その他の諸案件をこの際本臨時国会に付議してい  
ただきたい、かような趣旨から、かねて申し上げ  
ておきますとおり、七十日の会期とせられたこと  
をお願ひ申し上げる次第であります。

○柳田委員 会期の問題について、二十七日以来  
数回の理事会で、私並びに中嶋、安宅両理事から  
るる申し上げたのでありますが、きょうは議院運  
営委員会でありまして、委員全員がそろってあり  
ますから、私は、わが党の基本的態度だけを簡  
単に申し上げまして、各委員それぞれの立場から  
意見を申し上げたいと思ひます。

自由民主党あるいは佐藤内閣は、日韓条約の批  
准を最大の案件としてこの第五十臨時国会に臨も  
うとしておられます。しかし私たちは、この前も

理事会で言ったように、いまのままの形では日韓  
条約を国会に上程するということは決して妥当と  
は思っておりません。なぜならば、日韓条約は日  
韓兩國の国会審議を通じて明らかにならざるに、管轄  
権の範囲、あるいは李ライン、あるいは竹島問題  
など、条約の基本的諸問題について、兩國政府の  
間に全く意見の一致を見ておりません。これは日  
本の先般の参議院の選挙後の臨時国会におけると  
ころの質疑応答、並びに韓国の日韓批准国会の質  
疑応答を通じて見ればおのずと明らかであります。  
特に最も基本的問題でありますところの国交  
正常化の相手国の韓国の領土管轄権について、当  
事者双方で完全に見解が食い違つておる本条約  
は、元来条約の体をなしておりません。おそらく  
世界の国で条約を結んだ国はたくさん過去にあら  
うと思ひます。しかし、いまだかつてこのような  
条約を結んで調印してきたというようなことは前  
古未曾有だと思ひます。しかし私たちは、政府と  
しては提案権はあります。しかし、政府の提案権ま  
で侵そうと言つておるのではないのです。こうい  
う問題があるから、私は、この問題はまずしぼら  
くの間は与野党で意見の一致を見るまでたな上げ  
しておいて、当面急務であるところの災害対策で  
あるとか、あるいは公務員給与の問題であるとか、  
不況対策であるとか、これらを中心とした補  
正予算等を審議していつて、さらに会期は、そ  
ういう中で日韓の問題等を取り上げて、より慎重に  
やっつけなければいけません。当面はそういう審  
議だけならば四十日、あるいは自民党さんの御要  
求によつては五十日くらいはかけて、それで十分  
だらう、こう思つておるわけでありませぬ。

○佐々木(良)委員 民社党の会期の件についての  
見解を申し上げたいと思ひます。

理事会でたびたび申し上げましたように、わが  
党は、今度の臨時国会におきましては、まず災害

対策関係の議案、それから不況対策や、公務員給与関係やその他の問題を含んだ補正予算が提出されて、したがって補正予算という議案、さらに、いま柳田君からお話がありましたように、内容に疑義があるがなからうが、とにかく政府に提案権がありまして、提案をするというかまをえされておられますから、したがって、当然私は、提案されれば十分な審議が必要だ、こういう意味で災害、給与、日韓関係議案、三本の議案がこの国会にかかると重要なものであらうと思つて、したがって、これはみな重要でありますから、なるべく長い会期が必要だ、こういう観点に立ちまゝして、次の通常国会まで続くくらい、ぎりぎり一ぱいの会期をとりたいという考え方を申し述べてまいりました。御承知のように、大体いまから十二月までかかりましても、十二月中に通常国会を開会するわけでありまして、ぎりぎり見ましても、八、九十日間くらいはかかる。だから七十日から八、九十日くらいの間力一ぱい審議できるような会期を持たれたい、こう思います。

○藤田(高)委員 私、具体的な質問なり意見を出す前に、きよりの運営委員会のあり方について強い希望があるのです。というのは、これはある意味においてはわが党を含めて、失礼な言い方になるかもしれませんが、議院運営委員会のあり方は、他の委員会と違って、主として理事の側でほとんど大綱的にはきめてしまつて、運営委員会というものは半ば形式化、形骸化していると思つて、そういうことであつてはならないので、やはり正規な議院運営委員会がある以上、十分委員会としての権威ある結論を出すためには、従来のような形できよりの議院運営というものをやるのではなくて、十分われわれ一般の議院運営委員自身が反対は反対なりに納得のいくような質疑あるいは意見、そういうものを議院運営委員長として十分に聴取していただきたい。その点をまず伺いた

○佐々木(秀)委員 ただいま藤田君からお話のありました運営の問題で、議院運営委員会というものは理事会のみで、こうした本委員会をあまり活用しない、今後はどこで十分論議して活用してもらいたいという意見は、私も賛成であります。今後ともそういう趣旨で委員長においては運営されんことを私も希望いたします。

○坪川委員 藤田君の提議につきましても、全く同意でございますので、議院運営委員会において十分ひとつ論議をお尽くし願ひたい、こう思つております。

○藤田(高)委員 それでは、まず私お尋ねしたいのですが、この会期問題が、本日ただいまに至つてもなおかつ各党間の意見の一致を見ないという最大の原因はどこにあるのか。先ほどわが党の柳田理事のほうから社会党の見解を表明しました。この社会党の見解に対する委員長御自身の見解はどうなのか、委員長にお伺ひしたい。

○坪川委員 藤田君の御質問でございますが、委員長としまして、また社会党の柳田君の御意見についてどう考えるかということにつきましても、私は私なりの議論を持っており、意見を持っておりませんが、当委員会において私がそれを発言するということは差し控えておきたい、こう思つております。公正な委員会を運営いたしたいというふうな考えからでもあります。

○藤田(高)委員 それでは委員長御自身の見解表明がかりにできないとしても、私は十月一日以降の議院運営委員会には出席しておるわけですが、それ以前に両党の国会対策委員長があるいは委員長会議か知りませんが、そういう自民、社会両党間の接触もあつたように聞いておる。そういう一連の経過から見た場合、一番対立点というものは、先ほど柳田理事も説明しましたが、日韓条約に関する両党間の見解の不一致、食い違い、こういうものを政府の責任において、また多数党である自民党の責任において、やはりその食い違い点というものを調整するといふ事か、少なくとも国会に技術的にも形式的にも提案をして、これら程度のものにならなければいかぬじゃないかということが、一つの焦点であつたと思つております。そのためには、

具体的な措置として韓国の国会の議事録を提出するように政府に対しても要求してきた。これは一日の議院においても要求してきたと思つて、そういうことについて、やはり国会の正常化といふ事か、お互いが過去の業績の中から、これは私はあとで聞いてみたいと思つておるのだが、私の知る範囲においては、講和条約締結以降において、約十二年間になります、この間、会期の決定をめぐつて野党間に意見対立を見たというのはただ一回しかないように思つておるわけです。そういう、いわばあの講和条約、安保条約のような非常に対立要素の多い国会でさえ、会期についてはお互いの話し合いによつて意見一致を見てきたところが、いま言つたようなことについて、やはり私は過去のこれらというお互いの努力といふ事か、経験を生かしていく上からも、会期に關する限りは、お互いの話し合いによつて、満場一致で会期が決定されるべきであらう。そういう点からいふと、社会党の、そういう国民の立場なり客観的なものさしを当ててみた場合は、それだけ食い違つているのだつたら、その点は当然提案権を持つている政府の責任において、意見の食い違いは一致をさせるべきであらう。どうしても食い違い点というものをいまの段階において明確にしなければいかぬといふことであれば、必要な資料も、これは提案権を持つていて資格において私は提出すべきだと思つて、そういうことに対して、議院運営委員長なりあるいは議長なり、こういう議院運営について責任のある方が政府とどのような折衝を今日までやつてこられたか、それをひとつそれぞれの立場からお聞かせ願ひたいと思つておる。

○伊能委員 ただいま藤田氏のお尋ねは、私に對するお尋ねのようではないと思つて、自由民主党の立場にお答えをいたしたいと思つておる。

先般の議院運営委員会において、柳田理事から橋本官房長官に、ただいま御質問になられた韓国の速記録等については提出方の御要求が

たが、それに対しては、橋本官房長官から御承知のような回答があつて、出さないといふことでもありました。われわれとしては、問題が重要な問題でもありましたので、われわれとしてその点に關する意見その他も述べて、いろいろ努力をいたしましたが、残念ながら、政府のこれに対する態度は変わつておりません。したがって、この点ははなはだ遺憾だと思つておる。

○藤田(高)委員 いま私が質問したのは、たいへんこれは追ひ詰めるようなかつこうになつて恐縮ですけれども、やはり私は、今日ただいまの段階になると、自民党さんの態度なり見解ということも大切ですが、やはりこの議院運営をいかに円満に従来の慣行も尊重しながらやつていくかという責任ある立場の委員長なりあるいは議長が、責任を持つて、客観的にだれが考えても必要な資料は出すべきじゃないか、そういうことは努力されるべきだと思つて、そのことについて、委員長なり議長が政府と具体的にどのように交渉され努力をされたか、その経過を私は聞きたいと思つておる。

○坪川委員 委員長といたしましては、本運営委員会の審議は十分お尽くし願ひつて、十分御審議を願ひたい、こういう態度でおりますことは重ねて表明いたしておる次第でございます。

また、いま御要望に相なりました点につきましては、過般来の理事会においても、社会党から強い御要望もございましたので、委員長並びに身党の自民党の代表理事の方々も、党並びに政府に對しまして要望もいたしましたわけでございますが、その結果は、いま伊能理事から御報告に相なりましたような結論であることをひとつ御了承願ひたいと思つておる。

○藤田(高)委員 議長はどうでしょう。

○船田議長 本日午前十時半に、社会党の山本園對委員長、中井徳次郎君及び野原寛君のお三人が議長室に見えまして、本日国会が召集になつておるけれども、いまここで御議論のあつたように、日韓条約については重要な点において意見の食い

違がある、だからそういう条約案を国会に出す

ことはよろしくない、こういうことでございませ

た。そのときに野原君から、特に八月四日の予

算委員会において資料の要求をしておる、それは

政府のほうから次の批准国会までに資料を出さう

ということをおっしゃるが、まだその提出が

ないということではございませぬ。そこで私は、議

長といたしまして、議連の委員長にも、こういう

社会党からの申し出がありましたというところは通

告をいたし、なお念のために青木予算委員長にも

照会をいたしました。ところが、野原君の言われ

たようなことが審議の過程においてあった。した

が、予算委員長としても、そういうことを承

知しておられるならば、ぜひこれについて善処す

るようになさるべし、こういうことを私もお

願いをいたしました。予算委員長からその後連絡

がございまして、その資料はできるだけすみやか

に提出をする、こういうことも外務省との間に

お話をできたということも報告がございませ

ぬ。なお、官房長官のほうには、私のほうから

社会党から申し入れのありましたこと、ただいま

申しましたこといろいろ申し入れがあったというこ

とを申し、これに対して善処方を願いますと

いうことを申し上げた次第でございませぬ。

以上、本日の事実をはつきり申し上げますと、

そういうことでございませぬ。

○藤田(高)委員 引き続き議長にお尋ねしたい

のですが、けさ社会党から申し入れた申し入れ

の考え方について、議長さんのお考えはどうで

ございませぬか。

最善の努力をいたしたつもりでございませぬ。

○藤田(高)委員 きよりの申し入れは、いわゆる

条約のていをはなしてはいない。管轄権の問題につ

いても、李ラインの問題についても、あるいは竹島

の領土問題についても、はなはだしく兩國間の見

解が食い違つておる。そういう食い違つたまま会

期を決定するということは、これは非常に日本国

國會の権威を失墜するものだと私は思います。そ

ういふ点からいくと、やはり議會の權威保持とい

うものについては、これは各党全議員同じ気持ち

で努力をしなければなりません、なかんずく議

会を代表する議長としては、その議會の權威保持

というものに対しては格段の努力と責任を持つて

おやりになる必要があると思ひます。そういう観

点からいへば、社会党が申し入れておることにつ

いて、政府がどう言おうと、政府の見解がどうあ

ろうと、立法院を代表する議長としての自主的な

御見解というものは私はあつていいと思ひます。

○船田議長 國會が召集されました、そして議案

が提出をされるということになりますれば、議長

としてはこれを受けないわけにはまいりませぬ。

ただいまお話しのように、あの条約が合意があつ

ておるかなつておられないかというようなことは、

國會において十分御審議を願ひたいと思ひます。

○安宅委員 議長にばかり責任を負わしてもしよ

うがないので、これは藤田委員が本来はあなたに

質問しておつたのです。これは議長に言つておる

からしめたというような顔をあなたはしておる

が、運営委員長として、議長を補佐して、そういう

ときにこそ実力を発揮しなければならぬのがあ

日韓と、こういう言い方を非常に気を使ってや

ておる。これはあなたの本心だと思ふ。自民党を

代表した方でもさういふ言い方をしておる。

どうですか、委員長。私が言う、いま当面問題

になつておるところの補正予算なり、そういうも

のを先にやるのが正しいという議論は、これはあ

なたも耳を傾けるに足る議論だ、こういうふう

に考へていないのですか。

○伊能委員 閣下して。私のことばの内容につ

いてお話がありましたから申し上げますが、私は、

社会党さん並びに民社党さん、こういうことを冒

頭につけ加えましたのは、御提案の趣旨を説明し

たので、わが党としては日韓の問題、かように申

し上げておりますから、ひとつ誤解のないよう

に。

○坪川委員 安宅君の御質問に対してお答え

いたします。委員長といたしましては、一応政府か

ら提案されますその法律案につきまして、十分論

議を尽くしていただく土俵をつくるということ

が、議院運営委員会の職責でございませぬ。した

が、会期というこの問題は、院の構成に關す

る最も緊急、最も重大な問題でございませぬ。

この会期を御決定願つた後において、これらの問

題につきまして十分御説明をお互いがやり合ひとい

うことが國會の審議の姿である、私はこういうよ

うな考へでおりますことを表明いたしておきたい

と思ひます。

○藤田(高)委員 先ほど議長の御答弁を聞いてお

りますと、私、國會の議長としての職責を全うさ

れる上からは、若干何か無責任に近いようなニ

○藤田(高)委員 先ほど議長に言つておる

からしめたというような顔をあなたはしておる

が、運営委員長として、議長を補佐して、そういう

ときにこそ実力を発揮しなければならぬのがあ

なたの役目なんだから。これは現実にはきよりの

会でも、竹島の問題で野原さんのことも問題にな

りましたし、それからきよりの第一番目に発言をさ

された伊能先生のことばも、たいへん微妙な言い方

で、日韓をあとに言ひましたね。災害なり、公務

員の給与の問題なり、不況とは言ひなかつたけれ

ども、そういう問題を含めた補正予算と合せて

任ある、特に議長の立場はさうだと思ふのです

が、手続の上で法律や規則に違反しておる、ある

いは内容において政府提出の案件が法律違反の疑

いがあるという場合には、当然立法院として、議

会側として、政府に対して、君、法律に違反する

ような性格のものや内容のものは審議できない

よ、こう言つて、議會が開かれる前に、会期が決

定される前に、そういう自主的なお互いの相談

というものがあつていいと思ふのですよ。そうい

うなにからいけば、これはすでにわが党の意見と

して表明しておるところであります、世界の議

会史上にも、こういう不完全な案件で國會に条約

なりあるいは法律を提案してこることはないだろ

うといわれておるよ、そういう問題点がある

ものに対して、何か國會が政府の從属機能的な立

場の問題を処理するということについては、私は

問題があると思ふ。そういう点からいって、管轄

権の問題なり、李ラインの問題なり、竹島の問

題、こういうものについては、これだけひどい食

い違いがある。一般のマスコミを通じて、良識

ある世論は、こういう食い違つたものを國會に出

すことについては問題があるというのの一致した

ところだと思ふ。それに対する議長としての自主

的な考へといふものはあつていいのじやない

か、その点もう一度聞かしてもらいたい。

○船田議長 先ほどお答え申し上げましたよう

に、私は、八月四日の予算委員会においてどうい

う質疑応答があつたかということ、実は詳細に

知つておりませぬ。したが、いま、野原

君からその点をとりあげ、そういう点について

の資料が未提出である、これはよくない。ただ、

ま藤田君からそういう御発言がありますけれど

も、この内容に立ち入つて、それがいいとか悪い

とかいうことを議長が一々判断して、その議案の

提案を受けるか受けないかということになつた

ら、それこそ私はたいへんなことになると思ふ。

三権分立の趣旨から申しまして、これはゆゆし

き問題になりはせぬかと思ふ。ただ、形式の上

において差しつかえない、合法的な提案であるとい

第一類第十五号

議院運営委員会議録第一号

昭和四十年十月五日

三

る場合には、これは受けるのが当然である、こういふふうには私は思ふのです。ところが、その資料を出さなければいかに御注意は、私はごもつとも思いましたから、それについて普勉方を政府のほうに要望いたして、そして政府のほうでも、それに応じてやりましよう、こういふことを言っているのですから、したがって、提案がありましたらばそれを受けるといふことは、私は当然であると思う。その間違つておるか間違つておらぬか、内容が適当であるか、あるいは食い違つておるかといふようなことは、十分国会において御審議願ひたい、こういふ趣旨でございます。

○柳田委員 藤田君の関連して。実は先ほど申しましたように、基本的な問題で、日本の国会における外務大臣の答弁と、韓国の国会における外務部長官の答弁とは全然食い違つておる。そこで自民党のほう、政府のほうは、調印をしたのだから、審議をして、審議の中で説明をしていこうと言ふけれども、われわれはそうは思はないのです。これは、韓国は韓国向けにごまかしておる、日本は日本向けにごまかしておる、こうとしか解釈できない。だから、われわれがそういう断定を下すことは、社会党としては少し行き過ぎじやございせんかと言われるなら、われわれはこれは少し思い過ぎかも知れませんが、われわれは政府、自民党ほど資料はないのだから。したがって、それならば韓国の議事録をお出しなさい、それを見たら上でもたわれわれは態度をきめましよう、こう言つておる。そこで、この前は理事会で申し上げましたが、いま藤田君も言いました、藤田君は確かにいいところをついておるのです。議長なり委員長に、いま議長の言われた三権分立の、国権の最高機関であるところの立法府の権威から言われました。私はその点から少し論及してみたいと思ひますが、国会法の百四条には、「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。」と書いてあるわけだ。そこで、

旧帝國憲法時代の議院法から新しい日本國憲法になつて、そして新しい国会法が生まれたときに、その国会法の立案の参画者の一人であるところの、元衆議院事務総長の鈴木隆夫君が、「国会運営の理論」というふうな名著を残しておるわけです。そこで、これはこの前の理事会で申し上げましたが、ちよつと御参考までに申し上げますと、帝國憲法時代の旧議院法においては、「各議院ヨリ審査ノ為ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除外スルヲ求ニ応スヘシ」と、こういふふうの規定されておる。これは旧議院法の七十四条です。そこで、

「秘密を要するものについては提出することを要しなかつたのみならず、秘密であるか否かの認定は政府の判断するところであつて、」衆議院並びに貴族院であります。各議院の容喙すべき範圍ではなかつたのであるが、新国会法の下にあつては、たとえ秘密な報告又は記録と雖も、その提出を求めることができるのであつて、若しその報告又は記録が秘密を要すると認められたときは、委員会又は議院は秘密を開けば足りるものであつて、求められた側で秘密の故を以つてその提出を拒む権利はないものと解すべきである。こういふふうの鈴木君の著書にははつきり書いてある。これが新しい国会法だと私は思ふ。そこで、これは提出はもろろん委員会並びに議院が議決することでありまして、この間の私の提案は、まだ議院運営委員会できまつておりませんけれども、この精神から言ひならば、私が官房長官に提出を求めたこの精神といふものはくまなければならぬと思ふ。それを官房長官が、あのとき答弁しましたのはもう午後であつた。ところが、その日の午前中に自民党の四役会議で、社会党、自民党の国対委員長会議で、社会党側から韓国の国会の議事録を提出せよと言つておるが、これは自民党としては出すことは要しない、こういふふうにきめられておる。これは私はさかさまだと思ふ。政府のほうには、それはなるだけ出したがらぬのはわかります。これは日本の国の政府ばかりではない。どこ

の国の政府でもあまり出したがらぬと思ふ。しかし、国権の最高機関の国会を構成する政党ならば、たとえ政府のほうが出したからなくても、それは政府のほうの間違ひだ、新しい国会法といふものはこういふ精神でやつておるのだから、社会党から要求があつたら出すのが当然だといふのが、自民党の態度でなければならぬ。自民党の四役のほうで、政府が出すものを、そんなものは出す必要がないときめることは、自民党はみずから自殺行為をやつておる、こう言わざるを得ないと私は思ふ。だから、私はこの点は堂々と出さるべきだと思ふ。私はそれが会期をきめる重要な条件の一つだと思ふ。

○佐々木(秀)委員 いま柳田君から、国家として三権分立、しかも三権分立の中でも国会は最高機関であつて、その最高の機関が審議する場合においては、資料の提出といふものは国会法百四条によつて規定されておる、そのとおりであります。ただ、あなたのいま述べられたのは、大事なところを讀んでいない。それはハウス並びに委員会において決定した場合であります。いま、資料を提出してくださいといふことは、議院の理事会上におきましても、委員会におきましても、まだ柳田さんとしての発言であり、御要求であります。これは、たとえ議院の委員会がそういうふうにきめた場合は、いまお説みになりましたよりなことで、提出することは当然であります。秘密会を開いてでも提出しなければならぬ、新しい国会法はそういうことになっております。なつておりますが、柳田君、私は議論するわけじゃないのですよ。そこであなたの主張は、議院の一致した意見として御努力願ひ、現段階ではそんなんです。ただ一党だけの要求では、そういう国会法は成り立ちません。だから、議院としてきめた場合は、そのとおりでございます。

した。しかし、私は社会党を代表して理事会上においても発言しておるが、この精神といふものは当然であるから、私は一党を代表して言つておる。民社党からも、民社党を代表して、当然議事録を出すべきであるといふ発言が理事会上であつた。そうなつてくると、国会を構成し、議院運営委員会に出席している三党のうちで、社会党からも代表して提出の要求があり、民社党からも代表して提出の要求があつたならば、それは数でいふならば、あなた方は数で押し切つて、委員会としてはそんなものは提出は求めなくてもよろしいときめられるかもしれませんが、私がいま述べた精神からいふならば、社会党、民社党が要求しておつたならば、これは当然議院運営委員会の議決として、政府に向かつて提出を求めるのが国会法の精神だ。その国会法の精神を生かしていくのが議院運営委員会の任務だと思ふ。

○中嶋(英)委員 しかも、今度の問題は、先般のテレビにおける国会討論会ですか、その席上でいろいろな議論があつた。社会党の、その点が不明確だ、韓国ではこうじゃないか、こういふ発言が韓国国会ではあるじゃないかといふ指摘に対して、これは社会党だけでなく、民社党も公明党も言つておりましたが、そういうことに対する疑問があるぞといふことに対して、官房長官は、あなた方は知らぬでしよと言はぬばかりにして、ここにありませんけれども、韓国の国会の議事録にはそういうものはないのだと、多数の国民が見ている前でやつたのです。そのときに民社党の書記長の西村さんが、私はいま手元に持つていないが、私の持つていないのは違ひ、どつちも手元に持つていないから国会でやりましよう、それじゃやうしましよと官房長官は答へておる。しかも、司会者の唐島基智三氏がそのあとで、それじゃその点は国会が始まつてからやりましようと言ふのに対して、いや、国会になつたらこれは出さぬことにしますなどといふことは、官房長官は一ぺんも言つていない。国民の前にそう約束しているのだから。

○藤田(高)委員 お互いに意見を出し合って、私は、佐々木委員じゃないけれども、国会法の趣旨については、そういうものであるということをお認めになられたのだから、いまからでもおそくないと思う。会期を決定するにあたって、そういう重大な判断資料になるべき材料がなければ、わが党としては会期決定についてはできがたい。そういう不安定といえますか、重大な資料を出すべきにもかかわらず出されない段階では、なかなかその案件を前提にした会期を決定することはむずかしい。そういう点からいけば、どうでしょう。か、いまからでも、佐々木さんの御趣旨からいえば自民党さんも賛成でしょうから、政府にその資料を出してもらって、それから会期の問題をやりましょう。

○佐々木(秀)委員 私の議論をよく聞いてください。ハウスとしてきめた場合、国会の委員会としてきめた場合の新しい国会法というものを私は先ほど申し上げたので、きめるかきめないかは、これからわれわれの意見も十分出してやるべきである。また資料というものは、いままでこの議論というものは、私も長くやっておりませんが、たいがい要求するのは議運じゃなくて当該委員会です。いままで、条約なら外務委員会とか、予算関係の資料は予算委員会とか、各委員会が審議するにあたって必要なものを御要求願っておるので、われわれ議運というものは、あまり法案の中心に入って審議しないのが、いままでのためたまえてしょう。だからわれわれは、たとえば日韓が出るとか、災害が出るとか、給与が出るとか、こういうものを総じて七十日くらいほしいという考え方を申し上げているのであって、これを審議するからこの資料が要る、これを審議するからこの資料が要るといふことは、いままでではないが当該委員会からお話があったのです。

○石野委員 いま、佐々木さんからそういうお話がありました。今度の場合は、召集がなされただけであって、院の構成はまだできていないわけですよ。そういう時期においてこれが問題になる

というのは、この日韓の問題に食い違いがあまり激しいからです。

そこで、あとでまた議長にも聞きますが、いずれにしても、今度の問題については、韓国では、この条約をつくるにあたって、管轄権の問題なんかについては、もうすでに論議しておると思うけれども、とにかく日本の主張はどういう受け入れることのできないもので、国交正常化がはかられないことがあっても受け入れることができないうことを徹底させてこの条約をきめた、こういうふうな書きである。これは懐疑でも何でもありません。これは外務省が出した「韓日会談白書」の中にある。こういうふうな最初から非常に食い違っているわけですよ。そうすると、これは議長が言うように、法案の内容についていいか悪いか論議しろという前の問題で、どんな条約だつて、条約ができる、あるいは調印される場合には、両方の国の合意が成り立っていないければならぬ。最初から合意の成り立たないものを、先ほど柳田さんから言われたけれども、韓国は韓国向けに言いわけをし、日本は日本向けに言いわけをするというふうなごまかしをするものを、国会の権威において受けるというごまかしはできない。だから、委員長は考えなければならぬし、議長にもこの問題の所見を聞かなければならぬと思うのです。議長は、とにかく政府から出されたものは何でも受けまますというふうなごまかしは、いわゆる国会の三権分立の権威は保たれないと思う。とにかく社会党は、こういうふうな状態でもこれを受け入れるというごまかしはできない。だから議事録を出しなさい。議事録を出せば、この問題についての意見がはっきりわかってくるのだから。この問題については政府に、あるいは私は特に議長の意見を聞きたい。それから佐々木さんには、これは党の四役なんかで、先に議事録を出さないというふうなことを強制しないで、政府に要求している社会党の意見というものをむしろいれさせて、そうしてほんとうに議会というものが民主的にやれるように、民主的なルールに乗るようになら

きたい。それでなかったら、とても会期なんかはきまりはしない。

○佐々木(秀)委員 だから、その民主主義には大賛成だ。

○石野委員 だから、議事録を出さない。「韓日会談白書」というものは外務省という役所で出したものです。しかも韓国の権威ある政府の発表で、ごまかしでも何でもありません。こういうものを議長も見ています。この白書は通常国会の終わりのころにほくは外務委員会に要求して、権名外務大臣に言つて、これを役所から出させたもので、こういうふうな政府が責任を持って出しているもので、はつきりと外務大臣あるいは総理大臣が委員会を言っていることと全く反対のことを言われているものを受けられますか。こんなものを受けたら、国民に対して国会の権威は全然なくなります。議長の所見を聞きたい。

○佐々木(秀)委員 私は最初から言うところ、資料も何も出さないとか、必要ないとか、出すなとか、そういうことを決して言っているのじゃないのです。ただ、やはり会期というものは、一々資料を出さなければきめられないというふうなことは、あなた方はきめられないと言われ、われわれはそういうものじゃない、必要な資料ならば当該委員会を通じて御要求下さい、今回の場合だつて、委員会としてはきまりませんけれども、政府がああは言ったが、伊能さんや私たちは、個人的にはいろいろ中に立つて、できるならば出してあげたほうがいいじゃないかというあつせんはしているのです。しかし、それはどこまでも個人的な問題であつて、だから、柳田君の意見を通すとおっしゃるならば、やはり通すように各方面に納得させてもらえるようなお話し合いを願うことが必要ではないかと思つたのです。だけれども、それを上台として会期は云々すべきでないと思つた。どこまでも私は、審議の必要性に感じてです。

○石野委員 佐々木さんに聞くけれども、大体韓国の政府がこういうふうな明白に白書を出しているわけですよ。しかもこれは民間じゃない。外務省

という役所が出したのだから、これは政府の責任において出したものです。その政府の責任において出したものが、これは条約の内容についてはあつて審議するけれども、重要だと思つたことは、とにかく管轄権問題については、日本の主張はどういう受け入れることのできないもので、国交正常化がはかられないことがあつても受け入れることができないことを明らかにしてこれを取りきめたのだと書いてある。こういうふうな韓国の言い分というものは、日本の総理大臣や外務大臣が国会で言っていることは全く百八十度食い違つておる。こういうものがはつきりしているときに、日韓条約なるものをいま審議するということか、自民党の代表として佐々木さんの意見を聞きたい。

○佐々木(秀)委員 そういう重大なことがあればあるほど、委員会において明らかにしていただきたいと思つた。

○安宅委員 こういうことなんです。議長に質問したことについて、佐々木さんと石野さんが盛んに言い合つているようなことになりかけています。問題は整理すればこういうことなんです。会期をきめるにあつて、柳田理事がそういう議事録を出したらどうだと言つた。そうして柳田さんからは、さらにそれをふえんして、国会法上の精神はこうなつておるのだと言われ、あなたは精神を了解してそのとおりだと言つておる。さらにまたあなたは、個人的に伊能さんや何かと、政府に対してお出しになつたらどうですかとあつせんまでしたと言つた。それで、そういうところまで御努力されたならば、当然これは自民党筋の有力な議運の理事二人がそういう意見で動き回つたあなた方は発言しているのですから、趣旨は了解、実際動いてまでやっているのですから、そうだったら、当然本委員会を出すべきだということもきめればよい。趣旨は了解、本物は反対だというのなら、あなたのほうで盛んに言ひ議論はインテキになりますから、きめようじゃないですか。

○佐々木(秀)委員 それは、いろいろ伊能さんと私で動いたこともありますが、そのときに、これは日本だけの問題とかいろいろあることがありましょ。だけれども、政府が、国際的な問題でもあり、あるいは韓国との関係もあるので、一方的に出すというふうなことは、いろいろそこをにめんどろな問題もある。こう言われれば、やはり人の話を聞いて、こつちがこつちも、こつちがこつちもということもありませんが、私の言っているのは、委員会全体として出すという方向に持っていた場合の精神を私はさっき言ったのです。そこまでするべきではないのです、これは。

○安宅委員 なぜそこまでするべきではないかということですか。あなたは趣旨は了解だという。そこまでするべきならば、当然出すべきだと自民党の腹をきめさせるくらい力を皆さん持っているだろう。あなたのはり足並みかそろってないのですか。そんなばかな話はないでしょう。

○佐々木(秀)委員 趣旨というのは個人の意見じゃない。ハウスとしてでしょう。  
○安宅委員 ハウスでできる場合には、あなたの方の意見が集積してハウスでできるでしょう。  
○佐々木(秀)委員 まともっていませんよ。  
○安宅委員 まともってないのをまとめるのが、趣旨は了解と言われて、そこまでする動いた人の任務じゃないですか。だからまとめたらどうですか。

○佐々木(秀)委員 委員会できめた場合の趣旨は了解しているのですよ。だが、きまつてないじゃないですか。  
○安宅委員 趣旨は了解したが出したくないというところでしょう。そんなばかな話はない。大体アメリカから言われてびくびくするな、そんなものを……。

〔発言する者あり〕  
○藤田(高)委員 私は、議院運営委員会自身の議事進行について、一つ提案があるのです。というのは、いま言われたように、柳田理事のほうから説明した資料提出に關しての法の趣旨というものは、お互い理解できたわけでは、そうして形式論としては、この委員会だつたら委員会として、資料要求についてやろうじゃないかということ、実際の動きの中で、経過の中ではあつたけれども、この議院運営委員会として発議されたのは初めてだということであれば、一べん休憩して、自民党さんも相談願つたらどうですか。  
○佐々木(秀)委員 いまではそれは断つてはいるからだめなんです。

○藤田(高)委員 だから私が提案をしているのですから、それはだめだとかなんとかいうことではなくて、お互い法律の趣旨に合致したことについて提案してやることについては、それぞれ各党の議運の責任において相談をするくらいな誠意があつていいと思ふのです。  
○田村(良)委員 だんだん御意見があります、非常に私はふしぎに思いますので、自分の見解を申し上げておきます。  
衆議院の議運でございまして、召集されましたならば、会期は何日と定めるか、提案するのは政府でございまして、政府提案に対する審議すら行なわれない以前において、議運での資料がない、この資料がないと言つて、日本国の国会が、日本国政府の提案の内容にすら立ち入らぬ前に、外国の会議録を持つてこい、あるいはそれがなければ審議に應じられないでは話にならない。  
〔発言する者多し〕  
○坪川委員 御静粛に願います。——ただいま発言中でございますので、御静粛に願います。  
○田村(良)委員 政府提案に対して、審議の過程において、あるいはこういう資料が要るか、あるいはこういう参考資料がほしいということでありましたらわかりませんが、前もつてそういうものがなければ審議に應じぬというのであれば、それでは反対の意見があれば提案ができませんというところになる。そういう前提に立てば、もし議運でいろいろ意見が分かれたら、政府で提案ができません。したがつて私は、政府が提案したものをそれぞれの委員会で審議するその過程において

論議はいろいろなふうに発展すると思ひます。したがつて、議運で先にいろいろ資料をよこせということは、私は議運としては行き過ぎだと思ふ。議運はそういう権限はない。  
〔発言する者あり〕  
○坪川委員 不規則発言はやめてください。  
○藤田委員 会期の問題を審議しているのですから、そこからそういうふうな議論が出てくることは、私はわからないこともないけれども、条約がいま提案されようとしており、もうすでに文書はでき上がつていて、その文書を読んでみて、どういふふうに解釈できるかということから審議するのでしよう。これは客観的に見てこれから議論していくのです。個人的に見ていろいろ議論を言う人がいますよ。それは韓国の資料を持つてくれば、いろいろなことを言う人もあるし、またわれわれと違つた意見を言う人もあるでしょう。だけれども、客観的に見てどうかということから審議するのだから、そういうふうなことをいま議運でもつて審議することは間違ひだと思ふ。

それから、さつき民社党の佐々木さんが言われたように、重要な議案が幾つもあるのだから、その重要な議案をやるためにはなるべく長いほうがいいと言われた。その辺のところでもつてひとつ議論をもとへ戻してもらいたい。よけいなことまで言っているからだめなんだ。  
○中嶋(英)委員 御面所の発言はちよつと飛躍があると思ひます。通常国会の場合は会期がきまつています。臨時国会の場合は毎回会期をきめるわけですね。あるときは三十日がいい、いや六十日がいい、といつて、ほかにもそれでもいいと言つたこともある。それから十日くらいというときに三十日だということも議論したこともある。ただ、期で、長い方がいいか、短い方がいいかというのでなくて、今度開かれる国会というものはどういふ国会なのかというところから究明しないと、日にちをただ期で、今度は案をさうだから長くやるとか、暑いから短くやるとか、そんなばかな話はないの

で、結局、どういふ国会であるかというところから始めるわけですよ。それでどういふ国会かということ、きょう召集に應じたのだけれども、私どもの第五十回国会に対する期待、同時に国民の多くの期待は、経済危機の問題、特に災害の問題です。何か官房長官は、調査に一月以上かかるから、提案するのは先だろうというふうなことを言つてはいます。しかし、緊急対策ということになるならば、それは補正を出して、また会期中にもう一回追いかけて補正を出すことだつてできるのだから、緊急なら緊急らしく情味のある対策を出して、当面これを審議して、次にこれを審議願いたい、予算ができたならばすぐ執行できるような法案を出しますから慎重に審議願いたい。したがつて、緊急なものだから結論が出るのは早いはずだ。早いものなら当然会期はあまりだらだらではいかにぬ。だから国会をやつては国民の期待にこたえられない。経済危機の問題でも、先に効果の上がるものを緊急の対策としてもらいたい。緊急の対策というものは結論がおそくは困るから、早く出してもらいたい。会期は短くしてほしい。会期が長いとおのずから回答がおそくなる。国民に対する手当てもおそくなる。災害で困つている人々に対する対策もおそくなる。だから早いほうがいい、こういう問題が出てくる。ところが、たまたま日韓の問題があるから長くしたいという話を総理もおつしやるし、自民党さんもおつしやる。ところが、日韓の問題を審議すべきではないができておるかという、先ほど言つたように全然食い違ひが多い。しかも橋本官房長官は、テレビで国民の前に、韓国でもうすつかり日本と同じようなことをやつていっているのだということを言つておる。ところが、いま佐々木さんは抜粋だと言われる。抜粋で資料がまかり通るのなら、われわれも抜粋でいきますよ。抜粋と抜粋が食い違つたらだれが判断しますか。やはり全文がなければならぬ。このことがないと第五十国会というのは、日韓問題を中心としてやりたいという気持ちにはわかるけれども、やるだけの準備ができてい

たから、さつき民社党の佐々木さんが言われたように、重要な議案が幾つもあるのだから、その重要な議案をやるためにはなるべく長いほうがいいと言われた。その辺のところでもつてひとつ議論をもとへ戻してもらいたい。よけいなことまで言っているからだめなんだ。  
○中嶋(英)委員 御面所の発言はちよつと飛躍があると思ひます。通常国会の場合は会期がきまつています。臨時国会の場合は毎回会期をきめるわけですね。あるときは三十日がいい、いや六十日がいい、といつて、ほかにもそれでもいいと言つたこともある。それから十日くらいというときに三十日だということも議論したこともある。ただ、期で、長い方がいいか、短い方がいいかというのでなくて、今度開かれる国会というものはどういふ国会なのかというところから究明しないと、日にちをただ期で、今度は案をさうだから長くやるとか、暑いから短くやるとか、そんなばかな話はないの

たから、さつき民社党の佐々木さんが言われたように、重要な議案が幾つもあるのだから、その重要な議案をやるためにはなるべく長いほうがいいと言われた。その辺のところでもつてひとつ議論をもとへ戻してもらいたい。よけいなことまで言っているからだめなんだ。  
○中嶋(英)委員 御面所の発言はちよつと飛躍があると思ひます。通常国会の場合は会期がきまつています。臨時国会の場合は毎回会期をきめるわけですね。あるときは三十日がいい、いや六十日がいい、といつて、ほかにもそれでもいいと言つたこともある。それから十日くらいというときに三十日だということも議論したこともある。ただ、期で、長い方がいいか、短い方がいいかというのでなくて、今度開かれる国会というものはどういふ国会なのかというところから究明しないと、日にちをただ期で、今度は案をさうだから長くやるとか、暑いから短くやるとか、そんなばかな話はないの

たから、さつき民社党の佐々木さんが言われたように、重要な議案が幾つもあるのだから、その重要な議案をやるためにはなるべく長いほうがいいと言われた。その辺のところでもつてひとつ議論をもとへ戻してもらいたい。よけいなことまで言っているからだめなんだ。  
○中嶋(英)委員 御面所の発言はちよつと飛躍があると思ひます。通常国会の場合は会期がきまつています。臨時国会の場合は毎回会期をきめるわけですね。あるときは三十日がいい、いや六十日がいい、といつて、ほかにもそれでもいいと言つたこともある。それから十日くらいというときに三十日だということも議論したこともある。ただ、期で、長い方がいいか、短い方がいいかというのでなくて、今度開かれる国会というものはどういふ国会なのかというところから究明しないと、日にちをただ期で、今度は案をさうだから長くやるとか、暑いから短くやるとか、そんなばかな話はないの

るかできておられないかわからない。この点が不明だから、当面は緊急の手当てを早くしてほしい。もっと国民の期待にこたえるべきだ。そういうところにも日にちが出てくるのであって、突然数字が出てくるものではない。そういう論議が無用だといふのは大きなあやまちです。

○田村(良)委員 よくわかりました。その理屈こそ付託された委員会において堂々と論陣を張って黒白をつけるべきことですよ。それが議員の本職ですよ。ここであれを持ってこい、これを持ってこなければやらないということは、とんでもないことだ。

○中嶋(英)委員 決してあんなもの、こんなものと言っていないのです。それを審議するのは始まってからです。いまそれがわからないと、会期が何日間が妥当かわかってこないということですよ。

○安宅委員 政府機関じゃないからね。あなたは前提が間違っているからだめなんだ。

○藤田(高)委員 すでに八月四日論議されていることは、委員会としても要求をされておることだし、かたがた今日ここまで会期が決定されないできている最大の原因もそこにあるわけですから、その経過はみんなわかっているわけなんです。さすれば、会期を決定するにあたって、少なくとも議案を構成する野党第一党が、その資料がないと会期それ自体を決定する判断がつかない、そういう重大な意思表明というものは、個々の議員の発言であつたり意見ではないわけですよ。議案を構成する重大な一党の統一した意見なんです。これはやはり私は尊重するというのが議院制民主主義を守っていくゆえんだらうと思う。そういう観点からいへば、いまわれわれのほうから、この議院運営委員会としても、そういう資料を求めて、そうしてそういう資料を見た上で会期を決定したほうがよるベターな会期決定ができるのじゃないか、こういう提案をしておるのですから、どうか議長さんのほうから、べんそれをはかっていたらいい、自民党さんのほうも、個々には佐々木先生

のように御努力願つたという経緯があるにしても、自民党それ自体についてのそういう意思統一はないわけですから、一べん休憩して、そういう真摯な検討をしてもらいたい。その上で自民党としての統一した見解を私は出してもらいたい。

○佐々木(秀)委員 私の話が誤解を受けるといけませんから申し上げますが、結局、わが党としては、いろいろな意味合いで、いま議院の段階でそんな資料を出せと言われても応じられないという橋本官房長官の趣旨と同じ考え方なんです。だけれども、私は参考のためにあなた方に聞いておきます。どこまでも将来の問題がありますから、ここじゃないのですよ。そういう資料を出されれば、日韓の問題というものはあなた方は十分審議なさるといってお気持ちはありますのか。ただし、これは新聞の記事ですが、新聞の記事によると、あなた方のほうは、そうでなくて、今国会では日韓というものは出してはならないというのか、一応聞いておきたい。どっちが本心なのか。出せば審議なさるのか、もともと出すことはいかぬとおっしゃるのか、それをひとつ参考のために承りたい。

○藤田(高)委員 私の個人的な見解を申し上げますが、それは全く議論としては本末転倒しておると思うのです。やはり、われわれが会期を決定するにあたって、まずそういう資料を出してもらわないうことには、会期それ自体を決定することはできないと言っておるのですから、すなおにその必要があると思われれば、資料を出しにいったらいいじゃないですか。

○佐々木(秀)委員 あなた方の言うのは、資料を出しても審議しないというのか、その点をはつきり聞かしてもらへば……

○中嶋(英)委員 それは政府与党の代表的な理事さんの御発言とは思えないので、かりに日韓でなくて別な問題にします。ある問題があつて、社会党は反対らしい。そのときに政府与党というものは、何とかこれを御理解願うように努力するのがまず初めでしょ。理解してもらはうというのが先

でしよう。理解してもらはうためには、あれこれ、こういうことですよと出して出すがあたりまえだ。だから橋本さんはテレビでは、資料がありまから御心配ないと言つたのだから、それを説得するのあたりまえで、そういう聞き方は私はあなたらしくないと思ふ。

○佐々木(秀)委員 参考のために聞かしてもらいたい。

○中嶋(英)委員 参考といつても、それは常識でしよう。現にあなたのほうの党首が提案して、私らのほうの委員長が何かとどこかで会つて、国会が始まるのだけれどもよろしく頼むと言つたそだが、よろしく頼むという立場にある者が、資料を出すとかなんとかいう努力をしないから、あなた方はどうなんです、先に聞いておきますというばかなことはないですよ。

○柳田委員 佐々木君、そこではつきり、ゆつくり申し上げますから、よく聞いてください。われわれは今度の会期は一体何を議題にするかということをお話ししてやっています。そこで災害だとか補正とか不況対策をやつておる。日韓も政府の提案権を侵すものではないとさきに私は言ったのだし、それをわれわれは否定しているわけではない。しかし、このように重大な条約が両国間でこれくらい食い違っているのだから、そこでいまのままの形では、まだどうもわれわれは国際的に見ても条約のいをなしておらぬから、百歩譲つて自民党さんの立場に立つても、やはり自民党としては、野党の反対は反対としても、十分納得したらいいでしよう。だから、われわれの言っている資料も出される、そうするとわれわれは提案権を否定するわけではないのですから、出されたならば審議しますよ。しかし、われわれとしては、当面この問題はいまここで一応たな上げしておいても、会期はいまから四十日なら四十日、五十日なら五十日ときましましょう。そうして、それ以外の先ほど申し上げたような補正予算とか災害対策をやりますね。その間に自民党さんから、納得がいくなかぬはともかくとして、納得

のいくだけの最大限の努力を社会党にもされる。社会党としては立場は違ふけれども、与党政府としても十分な努力をしたということならば、それから日韓を受け入れて審議しますよ。それからで会期の延長はできるのです。当面われわれとしては、基本的に日韓は反対であつても、会期をきめるときに四十日なり五十日でいいじゃないか。しかしそのことは、それで全部が終りだという意味じゃない。だから今国会は、まず当面補正予算なり災害なりあるいは給与なりで四十日か五十日あつたらいいじゃないか。その間あなた方は、これだけ国民が疑惑を持っている日韓条約の基本問題について、野党を通じて国民全体に審議に入る前に明らかにするだけの努力をするのが政府並びに与党の当然の義務だと思ふ。

○佐々木(秀)委員 よくわかりました。そこで、ただ考え方の違いがあるのです。あなた方のほうは、日韓のいろいろな審議をするに整っていないから、これは整つてからやりなさい、あまり急ぐな、その前に災害や何かをやりなさい、こういうことなんです。そこで、私らのほうは、今度の国会の重点は日韓、こう言つておるわけですよ。そして、その期間のうちに災害も何もやろう。こういうことで、考え方に食い違いがあります。ただ、柳田さんのおっしゃつたように、この日韓の不備な点を審議するために、いろいろな審議に便宜を与えるように努力するのが当然じゃないかと、それはおっしゃるとおり、今後ともわれわれはあらゆる努力を払つて勉強いたします。ただ、当面の問題として、韓国の速記録をどうするかという問題として、韓国の速記録をどうするかという問題は、官房長官のお答えになつた、それからわが党の現在のところきめた範囲外のことはいまお答えできませんが、将来ともに審議にはできるだけの便宜をはかるように努力することだけはお誓い申し上げます。

○柳田委員 私が民社党のことを言つてはおかしいと思ひますが、日韓には基本的に賛成されておつても、国会が召集されているときに、民社党の幹部が韓国の実情を調査されるということは、社会党

の立場から見ても、私は、基本的な立場に疑問を持っておられると思う。だから、本来ならば国会として、これだけの基本問題については、超党派的に各党から調査団を出して、韓国の国会で言っていることが真なのか、日本の国会で言っていることが真なのか、それを確かめてから後に日韓問題をお出しになったならば、またおのずと道も開かれると思う。それくらいのこと、国民の立場に立ったならば、努力されるのが当然じゃないですか。

○佐々木(秀)委員 当該委員会から、いままでも、災害の問題でも何でも調査に行くという事はありますから、その委員会から出た場合に、審議の過程において検討しましょう。

○西村(関)委員 私は、議運については経験の浅い者であります。しかし、この第五十国会が召集されてまだ会期もまだない、まだ発足もしないという現状で、いまここで議運が開かれておられるわけです。それに対して、問題の争点は、やはり資料を出すか出さぬかというところに問題点があるわけです。この点については、私は、なぜ出すのを拒んでおられるのか、なぜ出さないのがいいのか。これは議運の段階では出す慣例もなかったし、またそういう権限もないのだというよりなおことばがありました。私は、権限のあるないということ、これはやはりここでみんながきめれば、それはできることだと思っております。ただ、いままでも慣例がなかったという佐々木さんのお話でございしますが、しかし、ここまで問題が詰まってきたら、両党の問題がせつば詰まってきたら、段階において、これを何とか打開するということのために、私は、与党というか、政府が、なぜ韓国の国会の議事録を提出することがいけないのだからか。これは、国民もそういう点に対して、なぜ出さないだらうか、あれだけ官房長官もテレビ討論会で言っておるのに、なぜ出さないのかという疑惑を持っておる者が多数あると思つて、そういう点について、私自身も、なぜ出さないのかという

ことが納得がいかない。その点も、これは納得のいくように御説明を願いたい。そういうことのために議運の論議の打開をはかる努力をやはり両党の間ですべきではないか、両党と申しますか、各党の間ですべきではないか、そういうふうに思うのです。

○佐々木(秀)委員 ごもつとも、そのために、この閣議連の理事会としては、この委員会を開くことにして、官房長官を呼びまして、そして野党の諸君からたまたまでもらったんです。納得したかどうかは知りませんが、その努力、手続は十分いままでもやってきておるわけです。

○中嶋(英)委員 やはり、本来どうあるべきかという焦点に返ったほうがいいと思つて、通常国会で予算を組むわけですから、当面必要な、相当展望を持って法律もつくるわけですから、条約なんかもやるわけですから、ところが、次の通常国会までの間待てないような緊急事態が発生した、たとえば災害、給与の関係でも、ベースアップをするのとすれば、当然財源の問題を補正しなければならぬ。そういう緊急性のある、次の通常国会まで待てないというようなものがあるから臨時国会を開く。そういううたててまえからいけば、できるだけ緊急性を持った案件ならば緊急にこれに対処する。したがって、災害の問題ならば、会期の長い短い——これは二十日なり三十日違つた場合は、それがきまつて実行に移るまでの間に、三十日おそくなるのと早くなるのでは、国民の利害というものはずいぶん大きいと思つて、特に寒さに向かつての災害地の困つておる方々にとっては、三十日早におおそいというのはいふん違つておる。ところが、政府というものは、特に大蔵省なんかは、時間を与えればぎりぎり一ぱいゆつくりする。またあとで組むのはめんどうくさいから、この際全部さらしてしまえ、これではおそくなつてしまふ。だから、できるだけ会期を短くすると、それに合ふように、なかなか腕達者なもので、ちゃんとついで持つてきますからね。そういうのをやるのが私は臨時国会だと思つて、特にこの五十回臨時国会は、そういう趣旨のものだと思つておる。それをまず忠実に果たしていく、これが先だと思つておる。かりに日韓の問題は、それでは通常国会では絶対間に合わないのか、通常国会は、会期は百五十日もあるのだから、そのときではだめだといふものではない。何かそこに、早くやらなければもつとほろが出るのじゃないか、私は疑惑を持っておる。議運であまりそういう実例をあげたくなければ、たゞさんの疑惑がある。国民も疑惑がある。特に官房長官は、心配なら出しますよ、こういうことであるのに、実は出さない。こゝろで、よけい疑惑を与えている。それを急ぐという事は、日がたてばたつほどほろが出てきて、もつと食い違ひが出てくる、たいへんだ、いまのうちに、こゝろで食い違ひが出てくる、たいへん急ぐという事を思わざるを得ないわけですから、それはあつておる。当面十日でも二十日でも三十日でも、早く災害地に施策が届くという事をねらう意味で短期間にしたい。

○佐々木(秀)委員 中嶋さんのおっしゃることはごもつともですが、速記録に残りますから、自民党が日韓のために災害のほうの処置がおくられては困るといふお話し、誤解されてはいけないから申し上げますが、政府も、今回の災害に対しては、非常な情熱を傾けておる、例年の災害に対しては、調査団はたいがい二班くらいしか出さないのが、ことしは五班も出しておる。(選挙運動だ)と呼ぶ者あり)選挙運動にしても何にしても努力しておる。五班も出しておる。それから、いま次々と処置しなければならぬのが、調査によるところの現在の姿においては、政府がいま出す金は、大体四百億といふですね。その四百億の必要な金は準備金でできるから、いまのところ災害復旧に対して決して御迷惑はかけませんと、はつきり言っておりますから、このことだけを申し上げておかないと、何か日韓にはかり突入してしまつて、災害をおろそかにしておるのが自民党だなどというように誤解されてはいけませんから、ちよつと申し上げておきます。

○中嶋(英)委員 予備金で間に合つかうか間に合わないか、それはあなたの方の一方的な判断だ。われわれは、予備金で間に合つかうか間に合わないかという問題について、そんな手薄なものじゃないかぬという考えを持っておる。

○安宅委員 佐々木さん、私はどこまでもあなたと伊能さんの発言というものは、いまでも気がかかつておるのです、しよつちゅう理事会で一緒になるからかもしませんが、当初の発言から、補正予算その他災害、そういうものに加えて日韓、こゝろの意味のことを、意識的かどうか知りませんが言っている。そして佐々木さんは努力しておると言われる。だから、中嶋さんが言うように、こゝろの問題が緊急なら緊急の対策を国会でやるのが本筋であつて、これは選挙運動だという話が出たけれども、選挙運動でも何でもありません。あなたのは日韓だというふうにしに受け取らざるを得ないじゃないか。日韓は何が緊急なんです。アメリカから言われたから緊急なんです。そんなことだったら通常国会で何ほどもやれる。食い違ひを直してから何ほどもやつていける。

○佐々木(秀)委員 あなた、そんなことを言いなさんな。

○安宅委員 言いますよ。当然ですよ。私はなぜこゝろのことを……

○佐々木(秀)委員 それは委員会でもやりなさい。

○安宅委員 そういふことを言うなら私は言いますよ。それなら予算が先か、こゝろのことが先かというから、災害をやつて、公務員の給与も上げて、そして不況対策もきつちつとやるのがあなたの方の任務じゃないですか。

○佐々木(秀)委員 やります。

○安宅委員 やりますよ。先きにきめて、そして査定がつかなくなつたら仮査定でも幾らでもできる。予算はもう一回第三の補正を組むこともできる。こゝろのことをやつた上で、日韓なんかそれからでもいいじゃないですか。なぜ日韓を先にがらばらなければならぬかという点に、重大



な疑惑を國民は持つておられますよ。

○佐々木(秀)委員 日本人なら言いなさんな。

○安宅委員 日本人だから私は言う。あなた方はどこの國民か知らないけれども、私は日本人だから言う。それは明らかにあなたの言うことこそおかし。

〔発言する者あり〕

○坪川委員長 静粛に願います。

○藤田(高)委員 やはり、いま当面しておる臨時國會は、何を重点的に取り上げるべきかという点については、社会党は社会党としての主張をしておるわけです。私は、個別的な意見にあまり深く立ち入らうとは思わないけれども、佐々木さんの先ほどの、災害復旧の問題については、今日の時点では四百億程度で、予備金流用でいけるのだと、こうおっしゃっておられるけれども、しかし、一日のこの議院運営委員会に官房長官が出てこれられて、災害の問題についてはいつごろ補正予算をお出しになるのかと言ったら、そうしたら十一月の中旬だと語り。これは、私はここに記録してあります。ですから十一月の中旬以降でないと思せないと、こう言っておる。それほどまでに、なるほど従来に比較して災害調査についても、二班のところろが三班になり、四班になったか知らないけれども、やはり冷害に次ぐ十五号台風以降二十四号、二十五号というふうには、非常に災害の範囲が広く大きい。したがって、それだけ災害査定なり調査についても、広範な手だてをしなければならぬというところだと思ふ。ですから、私は私なりに調べた範囲では、四百億くらいではこれはとても足りない。今日段階においても、大体の推定の災害被害額というものは、千五百億や、ある場合には二千億になるかも知れない。いわば國民は、この臨時國會でその種の問題に真剣に取り組んでもらうて、あるいは公務員だったら、公務員のペアの問題については、人事院の勧告というものはすでに出されておるのだ。この問題についてどういふ財政措置をするかという問題等々について、國民は非常に大きな期待をかけておると思うのです

よ。ですから、そういうものをやはり重点的かつ緊急な課題として処理することが、國民的な立場から考えた場合には、そのことのほうに重点を置き、先議していくことが、私は國會の任務でなければならぬじゃないか、こう思うわけです。私は、そういう点からいって、先ほどの四百億云々というふうなものについては、お互い努力しても足らざるものもありましようけれども、たとえ激甚地の指定など、すぐやると言っていないが、いまだにできていないでしよう。ほんとうに佐々木さんがおっしゃる通りに、自民党としても、災害問題について非常に積極的に、真剣に取り組んでおるのだとおっしゃるのであれば、私は、えらい対立的な意見を出して恐縮だが、激甚地の指定くらいは、この臨時國會までにきめておかなければならぬ。そういうことについては、いまだになされてない。そういう点からいって、災害や公務員給与の問題をやはり重点的に緊急課題として取り扱い、それを重点にした会期を決定すべきである。これが第一。

第二は、私、経験が薄いものですから、たいへん先走ったことについて非常にいま心配をしておるのです。というのは、このままで意見のやりとりだけで、私が先ほどせっかくだと提案したような事柄についてさえ御相談を願わないまま、この委員会というものが継続されていったとすれば、そういうことにならなければ幸いだけれども、もしかすると、議院運営委員会というものは、採決によつて会期をきめるようなことがあり得るかも知れない。これは私はあつてはならないと思ふけれども、率直なところ私はそれが心配なんです。そういう点からいけば、私は、会期の決定については、先ほども申し上げたように、占領下はこれは別だと思ふますが、少なくとも議和条約ができてから、会期の決定については、たしか二十八年の第十七回國會において、これも災害問題を中心にやっております。このときは、いまは反対に社会党は、災害対策については会期を、自民党さんが言うよりも長くきめて、そして検討しようじや

ないかということ意見が対立して、何か採決できめたような実績が残っております。それ以外はこの十二年間というものは、ただの一回も採決やそういう数によつてものをきめるというふうなことはないわけですね。私は、これは不文律の上からいって、お互いが議會制民主主義を尊重していく、あるいは國會の正常化をはかっているという観点から、これはお互いに譲歩し合った一つの成果だろろうと思ふ。そういうお互いが築いてきた議會運営についての成果というものは、私はますます発展させていく、そういう姿勢で、話し合いによつてあくまでもきめるべきだと思ふ。そのために、われわれは社会党という立場から自民党にも申し入れをし、あるいは議長にも申し入れをしておる。これは議院運営委員会よりも次元の高い、ことばをかえて言えば、今日まで國會全体の問題として提案をしておるわけです。先ほどの資料要求等については、これは私はあえて要求したいのだが、ひとつ各委員長のお取り計らいで一べん休んで、自民党さんとしても私の提案について相談をしてみたい。

○坪川委員長 ただいまの藤田君の御提議に對しまして、私といたしましての立場、態度を表明申し上げたいと思ひます。

臨時國會が本日召集されました。最も重大なる問題である会期は、本日をもつて決定するものが、私は当然だと思ふのであります。その土俵、論議の場ができて上がりました上に立て、これらの問題を十分御審議賜ふということが好ましい。私は國會運営の權威保持の上においても重大である、こういうふうなことを考えますので……

○安宅委員 それはおかしいですよ。いま藤田君から切々たる話があったわけですね。その議論は何かといいますと、さつきから何回も繰り返しているように、さつき私はアメリカから要求されたのだらうと言ったら、日本人として言うなら、さつきは具体的な言わなければならぬ。どうですか、調査をした、努力をします、予算はすぐ組みますと

あなたは言うけれども、官房長官は何と言っておるか。一月以上かかると言っておるじゃありませんか。そして調査団をたくさん派遣いたしました。調査団を何ほでも派遣するけれども、あと手を打ったという話はいくらも聞いたことがない。だから、いまそういう災害地の人はたいへん困つておるのですよ。

○佐々木(秀)委員 手の打ち方にはいろいろあるだらう。

○安宅委員 私が発言しようとする、すぐあなたが言うけれども、発言中は黙っていてください。そういうことを……

○坪川委員長 ちょっと安宅君お待ちください。会期に對するところの各党の態度並びに論議は、目下続けられておるのでございますが、今会期の決定につきましては、残念ではございますけれども、お聞き及びのとおりに平行線をたどつておると私は判断いたします。したがって、この際、会期につきましては、議長に對しまして七十日と答申するに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○坪川委員長 挙手多数。よつて、会期は七十日に決定いたしました。

これをもつて散会いたします。

午後七時五十八分散会

昭和四十年十月十四日印刷

昭和四十年十月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局